企画競争実施の公示

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

なお、本業務に係る契約の締結は、当該業務に係る令和６年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものです。

令和６年３月１４日

支出負担行為担当官

札幌開発建設部長　小 林　　幹 男

１　業務概要

(1)　業務名及び業務概要

河川事業実施計画資料作成外業務

本業務は、北海道開発局で扱う川事業予算を総合的に管理し、実施計画書等の作成や予算の集計及び関連資料の作成を目的とした河川実施計画処理システム（以下「システム」）について、現行システムの改良を行うとともに、河川の築堤毎にシステムを使用した予算関係調書の作成、登録・集計を行い、合わせて関連する予算関係資料を作成するものである。

(2)　業務内容

ア　河川築堤別資料登録

イ　関連資料作成

ウ　システム改良

(3)　履行期間　　令和６年４月２４日　　から 令和７年３月２１日　　まで

２　企画競争参加資格要件

(1)　予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第７０条及び第７１条の規定に該当して、ない者であること。

(2)　令和04・05・06年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一）「役務の提供等」において、北海道地域の競争参加資格を有する者であること。

なお、競争参加資格のない者は、企画提案書提出時までに競争参加資格の決定を受けていること。

(3)　北海道開発局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

(4)　業務実績に関する要件

平成２６年度以降（令和５年度に完了予定であるものを含む。）に以下に示す「同種業務」を１件以上履行した実績があること。

・「同種業務」：国土交通省が発注した各種システムの開発かつデータ登録に係わる業務(「システム開発」と「データ登録」は同一の業務でなくてもよい。)。

(5)　配置予定技術者に関する要件

平成２６年度以降（令和５年度に完了予定であるものを含む。）に以下に示す「同種業務」に従事した実績を有する者を管理技術者として配置できること。

・「同種業務」：国土交通省が発注した各種システムの開発かつデータ登録に係わる業務(「システム開発」と「データ登録」は同一の業務でなくてもよい。)。

(6)　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態を継続している者でないこと。

３　手続等

(1)　担当部局

〒060-8506　札幌市中央区北２条西１９丁目

北海道開発局 札幌開発建設部 契約企画課 調達スタッフ

電話 011-611-0269　　電子メール：hkd-sp-choutatsu@gxb.mlit.go.jp

(2)　説明書の交付期間、場所及び方法

ア　交付期間

令和６年３月１４日　　から 令和６年３月２５日　　まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、８時３０分から１７時１５分まで。）

イ　交付場所

(1)に同じ。

(3)　企画提案書の提出期限、場所及び方法

令和６年３月２５日　　１２時００分　　上記(1)に同じ。　　持参、郵送（書留郵便に限る。）、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成１４年法律第９９号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便（送達記録のあるものに限る。）又はＦＡＸ（着信を確認すること。）によること。

(4)　企画提案に関するヒアリングの有無、日時及び場所

ヒアリングは実施しない。

４　その他

(1)　契約手続において使用する言語及び通貨　　日本語及び日本国通貨に限る。

(2)　関連情報を入手するための照会窓口　　３(1)に同じ。

(3)　企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案書を提出する者（以下「提案者」という。）側の負担とする。

(4)　提出された企画提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。

(5)　企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、記載を行った提案者に対して「北海道開発局物品等契約に係る指名停止等の措置について」（平成１３年１２月１８日付け北開局会第６１１号）に基づく指名停止の措置を行うことがある。

(6)　特定した提案内容については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成１１年法律第４２号）に基づく開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。

(7)　企画提案書を特定された提案者は、企画競争実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係が生じるものではない。

(8)　本業務に係る契約の締結は、令和６年４月２３日を予定しているが、予算成立が４月２４日以降となった場合は、予算成立日に契約を締結する。また、暫定予算となった場合は、暫定予算の期間分のみの契約とする。

(9)　その他の詳細は説明書による。